

# 日 退 教 事務局だより

日本退職教職員協議会

発行責任者 竹田邦明

15-13 2015年1月12日 (FAX 送信2枚)

## 激動の年、運動の幅を広げて歩みをすすめましょう 2016 年年頭所感

日本退職教職員協議会  
会長 西澤 清

新年早々から、東証では連続して株価が下落しています、これは戦後初めてです。また、実質賃金は前年同月比 0.4%減となり、加えて円安による輸入物価は、ガソリン価格の暴落を差し引いても高騰を続け、私たちの生活を圧迫しています。アメリカが利上げによる「出口」に動き始めたにもかかわらず、出口の糸口も見いだせない日本のアベクロノミクスは、破たんに向かっているようです。

昨年末の電撃的な従軍慰安婦問題の日韓合意は、両国とも当事者や運動体の了解を得ていないという民主主義の原則を無視したもので、日本政府の 10 億円と引き換えの「少女像撤去」や「不可逆的解決」などは加害者の歴史的謝罪とは程遠いものになっています。さらに、北朝鮮の「核実験」は、多くの東アジアの非核化・平和を願う人々の心を傷つけました。

また、北アフリカの戦争、ヨーロッパのテロ、アメリカの無差別射撃事件など国際的にも血なまぐさい様々な「殺戮」は、無辜の民を犠牲にし、子どもたちの心に深い傷を残しています。

日本でも、昨年 9 月 19 日に戦争法の暴力的成立を行った安倍政権によって憲法が踏み躪られました。殺戮の国際紛争の根を断つ、世界史的な平和憲法が「改悪」され、このままでは根幹に戦争の危機をはらむ国際情勢の渦の中に日本は巻き込まれてしまいます。そして、日本が名実ともにブレーキ役を降りたことにより、危機をはらんだ国際的な動きを加速することにもなります。その意味で今、私たち日本国民が平和憲法を守り、戦争に反対する道を放棄しないことは歴史的・世界的な使命ではないでしょうか。

現在、国会が開かれています、激動の昨年を引き続く今年は、議会外でのたたかい、すなわち夏の参院選（衆議院同日も）となります。まさに私たちの運動が問われます。安倍政権は、権力を使った「アメとムチ」やマスメディアによるプロパガンダを一層強めて来るでしょう。運動の中で力強く立ち上がってきた若者と共に、今年も「街に出よう、行動しよう、声を出そう」ではありませんか。平和と自由を願う仲間の輪を大きく広げることによって安倍政権の戦争への野望を打ち砕きましょう。

2 面あります

## 辺野古新基地建設反対行動で不当逮捕された北島さん（北退教）、保釈

昨年 12 月 5 日、辺野古キャンプシュワブゲート前において、北退教北島義久さんが「公務執行妨害」で逮捕されました。12 月 7 日には「傷害罪」の嫌疑も付与され、勾留延長(10 日間)が決定されました。(北退教は 12 月 8 に県警察本部、那覇地方検察庁宛抗議打電行動を各単会に要請しました。)その後、さらに 10 日間の勾留延長がなされ、結果的に 12 月 25 日、起訴されるにいたりました。即日保釈申請を行い、同日保釈が決定され、地元北海道に戻ることができました。

これから裁判が始まることとなりますが、今後のことにつきましては北退教と協議相談のうえとりくむことといたします。

この間の各単会の皆様のご支援に感謝いたします。

### 参考

#### 高浜原発運転差し止め仮処分命令取り消し決定に関する事務局長見解 原水爆禁止日本国民会議

2015 年 12 月 28 日  
原水爆禁止日本国民会議  
事務局長 藤本泰成

12 月 24 日、福井地方裁判所（林潤裁判長）は、本年 4 月 14 日に関西電力高浜原子力発電所 3・4 号機の運転差し止めを命じた同地裁の仮処分（樋口英明裁判長）を取り消す決定を行いました。本決定では、「新規性基準の内容や規制委員会の判断には不合理な点はない」とし、基準値振動についても「規制委員会の議論は専門的・技術的知見に基づき、中立公正な審査が担保され合理的である」としています。なぜ同地裁において、わずか 8 か月にも満たない中で、全く異なる判断が下されたのか、司法はしっかりと説明責任を果たすべきです。

原子力規制委員会は、再三「安全審査ではない」「あくまでも新規基準への適合審査である」と述べてきました。田中俊一規制委員会委員長は、「私は安全とは言わない」と表明しています。本決定では、原発再稼働に不合理な点はないとしながら、「想定を超える地震の可能性を否定できない」とし、「炉心溶融などの過酷事故への備えなくてはならない」としています。しかし、その備えがきわめて困難なのは福島原発事故の実態を見れば明らかです。放射性物質の飛散の方向と範囲の確定は、被ばくを防ぐ避難計画は、溶融した核燃料の処理はどうするのか、どれをとっても不確かであり安全が確保されているとは言えません。

本決定は、エネルギー問題を経済的側面のみを以て判断する中で、過酷事故の可能性を社会通念上無視しうる範囲としています。しかし、その可能性が現実となった場合に、周辺地域の広範囲にわたって放射性物質の汚染で人間生活が拒絶されることは、福島原発事故が証明しています。高浜原発の過酷事故では、関西地方住民の水源である琵琶湖の汚染の可能性が高く、きわめて深刻な事態の招来が予想されます。2014 年 5 月 21 日に福井地裁（樋口英明裁判長）で出された大飯原発運転差し止め請求事件判決では、「たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるのが国富の喪失である」と断じています。

原発の再稼働の結果として、万が一の事故が将来したなら市民生活にどのような影響があるのか、そのことを合理的と考え得る範囲で回避できないのか、本決定は、そのことを真剣に考えたとは到底言えません。現在、九州電力管内を除いて原発は稼働していませんが、電力不足の話はありません。また、電力の高騰によって輸出産業が危機に陥っているという話も聞いていません。日本においても、太陽光発電や風力発電、地熱発電などの再生可能エネルギーの割合は拡大しています。火力発電や水力発電、また小水力発電やバイオマス発電などを組み合わせることで、合理的な範囲において脱原発社会を実現することは可能であり、結果として原発の過酷事故を回避できるこのようなとりくみが、日本の社会にとってきわめて有益な判断であることは論を俟ちません。

本決定が論拠とする社会通念は、福島原発事故以前の「原発の安全神話」に基づいたものです。事故以降の市民社会は圧倒的に脱原発を志向しており、その意味で本決定の内容は、現在をも見つめることのないきわめて無分別で無責任なものであるといえます。原発のリスクを社会的合理性の中に組み入れることはできません。福島原発事故とその後を見つめながら、日本の社会通念は、原発事故の可能性をみじんも許さないものとなっています。原水禁は、脱原発社会こそが、そのことへの不断の努力こそが、日本の将来を明るいものに変えていくと考え、圧倒的多数の市民とともに、脱原発社会実現へのとりくみを一層強化していきます。